



南アルプスと歌舞伎の里

広報おしらせ版 No.330



広報バックナンバーを
村のホームページから
ご覧になれます。

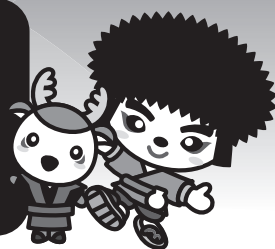
あ

あ

し

か

2024
5



〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原354 ホームページアドレス <http://www.vill.ooshika.nagano.jp> 電子メールアドレス info@vill.ooshika.lg.jp
人口 874人(-6) / 男 426人(-1) / 女 448人(-5) / 世帯数 456戸(-2) 令和6年5月1日現在 ※ () 内は前月比 ◇印刷/龍共印刷株式会社

ふるさと納税

ふるさと大鹿応援寄付金報告

令和4年度『ふるさと大鹿応援寄付金』を募集しましたところ、全国の皆様から126件、総額314万円にも及ぶご寄付をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

皆様からいただいた寄付金につきましては、令和5年度で実施したそれぞれの事業へ経費を除いた金額を使わせていただきましたのでお知らせします。

取組み内容	使 途	寄付金充当額(円) (事業費(円))
1 「日本で最も美しい村」づくり(景観・環境)に関する事業	河川清掃及び 草刈作業費 景観整備活動事業	670,000 (5,547,295)
2 森林整備、水源かん養に関する事業	森林造成事業 (間伐・枝打ち等)	145,000 (4,894,859)
3 教育の推進及び文化の保全に関する事業	大鹿歌舞伎 歌舞伎保存事業	340,000 (3,160,000)
4 福祉に関する事業	高齢者見守り支援	135,000 (2,108,900)
5 その他の目的のために 村長が認めた事業	消防団活動支援 事業	840,000 (1,268,040)



日本で最も美しい村づくり
推進本部開催状況



景観整備活動実施状況

また、令和5年度では、390件、約528万円のご寄付をいただきました。令和5年度中に皆様からお寄せいただいた寄付金は、経費を除いた金額を、一旦「ふるさとづくり基金」に積み立て、令和6年度に実施する事業に当てさせていただきます。

寄付金活用事業	寄付金額(円)	予定事業
1 「日本で最も美しい村」づくり(景観・環境)に関する事業	1,770,000	景観整備活動事業
2 森林整備、水源かん養に関する事業	410,000	森林造成事業(間伐・枝打ち等)
3 教育の推進及び文化の保全に関する事業	900,000	大鹿歌舞伎保存事業
4 福祉に関する事業	320,000	高齢者見守り支援事業
5 その他の目的のために村長が認めた事業	1,880,000	大西公園桜保全対策事業

～診療所からのお知らせ～

かぜ症状で受診希望の方は診療所へご連絡ください

☎39-2111

さくら祭りが行われました

4月13日(土)に大鹿さくら祭りが行われました。

今年よりさくら祭りを1週間早めての開催となりましたが、天候や開花時期にも恵まれ、青空の中、満開の桜のもと多くの人で賑わいました。

大鹿太鼓愛好会による祝太鼓の後、河本実行委員長による開催宣言が行われました。イベントについても多くの公民館クラブのみなさん、中部猿芸の会及び十兵衛くん、響道宴さんにはイベントを盛り上げていただきました。実行委員会のみなさん、村内外の出店者のみなさん、イベントに参加されたみなさん、ありがとうございました。

また、さくら祭りにて第14代さくらの女王授与式が行われました。今年は応募者が1名の中、審査委員長である河本さくらの会会長をはじめとする9名の審査員による厳正なる審査の結果、橋本麻未さん(伊那市)が第14代の女王に決定しました。任期は2年間で、各種イベントへの参加により村や南信州地域のPR活動にご活躍いただきます。特に村内の行事では、参加される皆さんと共にイベントを盛り立ててくださることと期待します。

第14代さくらの女王

橋本 麻未さん

第14代大鹿さくらの女王に認定されました橋本麻未と申します。

この美しいふるさと大鹿村の魅力を笑顔で！全力で！発信していきたいと思います。

大鹿さくらの女王として、さくらのように美しく優しく真心を持って活動してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



第13代さくらの女王

石川 かおりさん

第13代大鹿さくらの女王を務めさせていただきました石川かおりです。

2年間の色々な活動を通して、たくさんのお出会いや発見をいただきました。

このご縁を生かして、これからも大鹿村を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2年間、本当にありがとうございました。



農業委員会だより

問い合わせ先：☎39-2001まで

【令和6年4月23日(火) 定例会が行われました】

今回提出された案件は、農地法第3条、旧基盤強化法19条、非農地判断です。農地の件でお困りのことがございましたら、いつでもご相談ください。

今回承認された利用権等

地区	利用権等	件数	その他
鹿塩	所有権移転	1	・申請等は、その月の15日を基準に受付け。 【直近締切日：令和6年5月15日(水)】
	賃借権	1	
大河原	所有権移転	1	・定例会は、毎月20日前後を予定 【直近予定日：令和6年5月21日(火)】
	非農地判断	2	

※農地の売買や賃借などといった農地のやり取りには、「農業委員会の許可」が必要です。

【令和6年4月30日(火) 農業施策等に関する意見書 提出】

農業委員会では、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)策定に必要な目標地図の素案を作成しています。地図作成にあたり、アンケートや農業者等の意見交換会を実施したところ、皆様から多くの意見等をいただきました。この意見等を取りまとめ、農業委員会で検討を重ねた結果、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、意見書の提出を行いました。意見書の主な内容については、①農業用井水、②労働力確保、③地産地消促進、④担い手確保についてです。



○相談できる日(5月～6月)

月	火	水	木	金
5/13	14	15	16	17
20	21	22	23	24
27	28	29	30	31
6/3	4	5	6	7
10	11	12	13	14

相談可能時間：午前9時～午後3時まで
※相談可能日・時間に変更となる場合があります。

○相談を希望される方
営農支援センター
【役場 産業建設課】
☎39-2001代
までお電話下さい。

営農支援センターでは、営農に関する相談・技術指導等を行っています。お気軽にご利用下さい。

営農支援センターから
お知らせ

地域農業を守ろう

農地を次世代に引き継ぐための地域計画に取り組みましょう！

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域のみなさんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を、子や孫の世代に引き継いでいくためには、今が地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事な時です。この地域での取組を後押しするため、令和5年4月1日に法律（農業経営基盤強化促進法）が施行されました。



このままでは地域の農地を維持できない！

課題解決のために一緒に取り組みませんか。

市町村では、関係機関（農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など）と一体となって

地域計画の策定に取り組んでいます。ぜひご協力をお願いします。

地域計画とは

農業者や地域のみなさんの話し合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。

作成主体	市町村
対象範囲	集落単位
法令	農業経営基盤強化促進法第18条～

みなさんの地域でも話し合ってみませんか。

地域計画の流れ

1

意向確認調査(アンケート調査)に回答

皆さんの意向がとても重要!

後継者や家族の意向を確認し、自分のおおまかな将来(意向)を記入します。
アンケートの回答期限が過ぎても次回に反映できます。

後継者や家族と話し合うと意外な思いに気づくかもしれません。
将来の地域農業を考えるためには、農地を所有・利用している皆さんの意向がとても重要です。



2

協議の場 ひとりひとりの考えを実現させましょう!

協議の場の開催日時は市町村のHP等や窓口で確認できます。
地域農業の将来を話し合う座談会なので
後継者や配偶者をはじめ関心のある仲間を誘って気軽に参加しましょう。

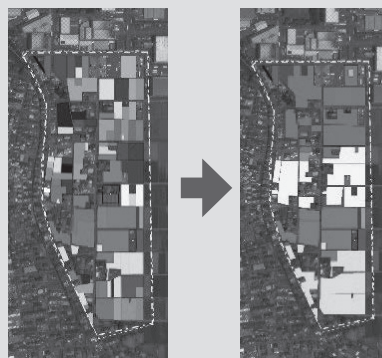


自分とみんなの意見を聞きあうことができる場です。
わいわい自由に発言してもかまいません。
その場で結論が出なくても大丈夫です!
例えば… 女性や食生活改善推進員さん、学生さん、子供たち
も一緒だと新しい視点があるかも!



市町村が地域計画を作成

地域計画では目標地図を作成します。
目標地図とは10年後誰がどの農地を耕作するのか、耕作できない農地はどこかを地図にしたものです。すぐに耕作者が見つからない農地は、「耕作者募集中」となります。目標地図に載ったとしても、すぐに権利設定がされるわけではないので安心してください。地域計画は変更できます。もし耕作者を変更するときは、市町村・農業委員会に相談しましょう。



目標地図の素案作成例

3

地域計画の完成

完成した地域計画は市町村のHPや窓口で確認できます。

4

地域計画の実行(継続的に地域で話し合い) 地域計画はスタート地点

完成した地域計画に沿って実行します。

すぐには取り組めない難しい課題はみんなで共有し、解決の方向性を話し合っていくことがとても重要です。話し合いを続けて少しずつ解決していきましょう。

地域の農地を次世代に引き継ぐため、みんなで協力して地域計画を進めていきましょう！



農業者のみなさんへ

- アンケート調査に回答するときは、家長だけでなく後継者を含む家族にも意向の確認をしましょう。
将来の地域農業の方向性を考えるためには、今後継承する人や家族の意向も重要です。
- 協議の場には後継者や若者、配偶者なども広く参加しましょう。
協議の場では、地域の課題と将来像を様々な意見を発言して話し合いましょう。
- 地域計画は地域農業を守るきっかけです。
地域計画は地域農業を守るスタート地点です。継続的に見直して将来の地域の農業を考える場として活用しましょう。

農用地等の所有者のみなさんへ

- 地域のために出し手の協力が大事です。
出し手も保全管理をするなど、協力して地域内の農地を維持しましょう。耕作者だけでは地域の農地は守り切れません。農地を貸していてもまだ地域の一員です。
- 荒れた農地は周辺の農作物にも支障をきたします
荒らしたままの農地は害虫や害獣を呼び込み、なつかしい景観も損なわれます。更に悪化すると、ゴミ等の不法投棄の温床になり、所有者が処分しなければならない可能性もあります。農地の適切な管理は所有者の義務です。

よくある質問

Q なぜ地域計画をつくるの？



A 日本のおいしいお米、やさい、くだものなどを作る農地を守るためです。ただ、高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、近い将来、地域の農地が守れなくなるかもしれません。農地を守り、子や孫の世代に引き継いでいくためにも、将来誰がどのように農地を利用していくのか、その具体的な姿を描くタイミングは今しかありません。もちろん地域計画を策定してもすぐには課題を解決できませんが、今皆さんで話し合うことで、一歩前進できます。

Q 担い手がいないのに地域計画を作る必要があるの？



A もし地域内に受け手がいない場合でも、地域外から新規就農者や農業法人などの受け手を受け入れることが可能です。周辺には規模拡大したい農業者や法人もあり、農地が空いていないか探しています。こういった農地を探している方へアピールするため、どのような受入れ可能な農地があるのか、どのような受け入れ条件なのか、先にみなさんで話し合う必要があります。この話合いの結果と、受け手に貸したい農用地等があることを地域外にアピールする手段として、地域計画が利用できます。

地域計画をつくると・・・

- 農地がずっと守られる
- 日本の農産物がずっと作られる
- 新しい農地が利用できる
- 農地が荒れることがなくなる
- 地域が活気づく

【問い合わせ先】
大鹿村役場 産業建設課
Tel : 0265-39-2001 (代)
fax : 0265-39-2269

地域計画

検索

農林水産省WEBサイト
https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html



災害別有効避難所

名 称	災害種別		
	洪 水	崖崩れ 土石流 地滑り	地 震
大 鹿 小 学 校 体 育 館	○	○	○
公 民 館 鹿 塩 地 区 館			○
大 鹿 中 学 校 体 育 館	○		○
大 鹿 村 交 流 セ ン タ ー	○		○
道 の 駅 「歌 舞 伎 の 里 大 鹿」	○		○
東 部 地 区 館	○	○	○
ふ れ あ い セ ン タ ー あ か い し	○	○	○

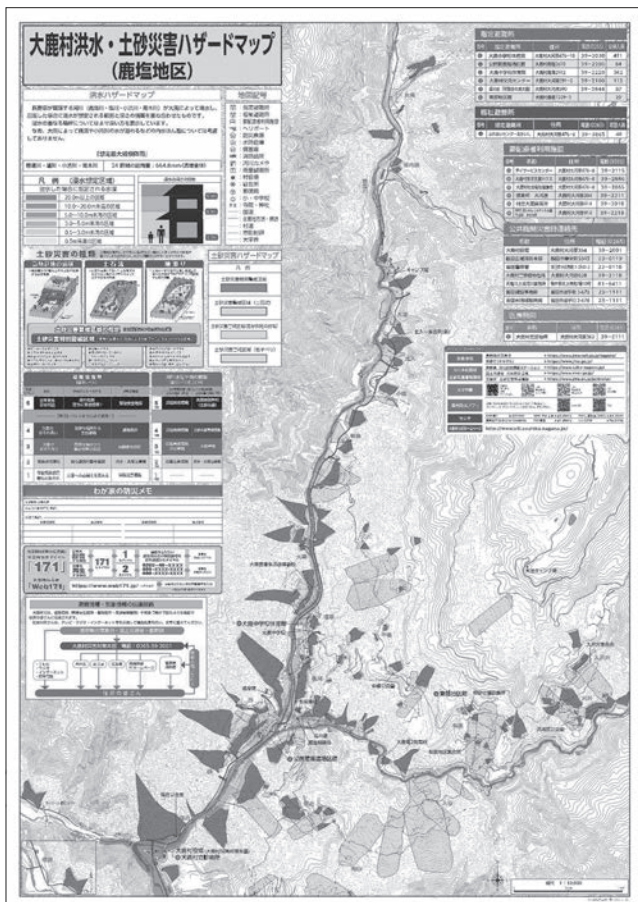
※警戒区域内にある避難所は、災害時、村の指示にしたがってください。

令和5年11月、長野県が大鹿村4河川（鹿塩川、塩川、小渋川、青木川）の洪水等による浸水想定地区を公表したのに伴い、大鹿村ハザードマップを更新しました。

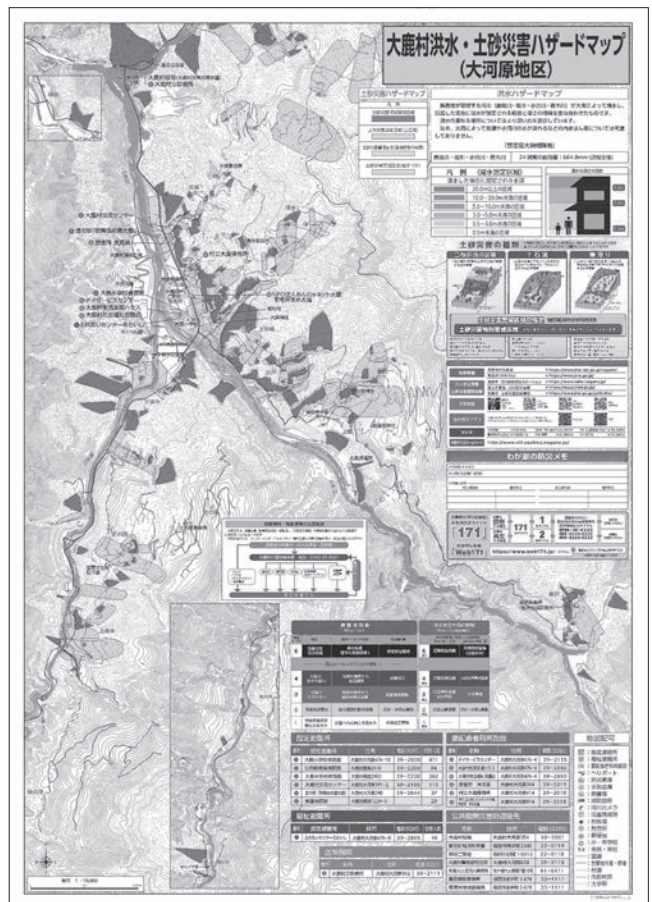
近年の気象変動により、急しゅんな地形を抱える当村では、風水害による被害が懸念されます。一人一人が防災意識を高め、居住地区の被害想定を把握するとともに、災害の恐れがある場合には安全迅速に有効避難所への避難をお願いします。Web版ハザードマップは、大鹿村ホームページに掲載しています。

大鹿村洪水・土砂災害ハザードマップを更新しました

鹿塩地区



大河原地区



令和6年度健康運動講座 ヨガ教室

ヨガで心と体のリフレッシュをしませんか？

ヨガは、基礎体力の維持・向上、肩こり・腰痛改善、ストレス解消、自律神経の調整などの様々な効果が期待できます。また、痛いところがあっても、自分のペースで無理せず体を動かすことができます。

大鹿村健康ポイント制度の対象となっています。

多くの方のご参加をお待ちしています。



開催日：第4週の月曜日 *詳細は日程表をご参照ください。

(第4週が祝日の場合は、第2週又は第5週の月曜日になります。)

時 間：午前10時～11時

場 所：大鹿村母子健康センター(診療所2階)

対象者：20歳以上(※治療中の疾病等がある方は、主治医にご相談ください。)

内 容：誰でもできるヨガ

講 師：㈱アイスク

受講料：無料

持ち物：○ペットボトルや水筒など(水分補給用飲み物)

○大きめのタオル、ヨガマット(ある方)

【令和6年度 ヨガ教室日程表】

	日 程
第2回	5月27日(月)
第3回	6月24日(月)
第4回	7月22日(月)
第5回	8月26日(月)
第6回	9月30日(月)
第7回	10月28日(月)
第8回	11月25日(月)
第9回	12月23日(月)
第10回	1月27日(月)
第11回	2月10日(月)
第12回	3月24日(月)

【問い合わせ先】 役場 保健福祉課 保健医療係 ☎48-5701(直通)

公民館だより

「公民館平和学習イベント開催」

青い目の人形から
改めて平和であることの
大切さを学ぼう！

大鹿村公民館では、「大鹿村
青い目をしたお人形を守る会」
との共催で平和学習イベントを
計画いたしました。

長野市立博物館に県内の小学
校等で保存されている青い目の
人形等が集まり、平和について
考える企画展示が始まりまし

「介護のしごと相談会」を
開催します

介護職場に就職を希望する
方、介護の仕事に興味・関心を
お持ちの方を対象に、介護事業
所との個別相談会を開催しま
す。相談は無料で、事前の申込
も不要です。

○日時 6月22日(土)

午前10時～正午

午後1時～午後3時

た。大鹿小学校のルイズちゃんも展示されています。貴重な人形や戦前後の資料を見学できる良い機会です。また、平和であることの大切さを改めて学ぶことができると思います。

【長野市立博物館企画展示】

「青い目の人形」

記憶から何かへ

―戦後80年を目前に―

《公民館平和学習イベントの概要》

【日時】

令和6年5月25日(土)

大鹿村交流センター集合

午前8時出発(村のバス使用)

○場所 エス・バード

(飯田市座光寺)

A棟2階ホール

○参加事業所

飯田下伊那地域の介護事業所
約30社が参加予定です(詳細
は、5月下旬に南信州広域連
合のホームページ等でお知
らせします)。

○問い合わせ先

南信州広域連合事務局

地域医療福祉連携課

☎0265-15316088

【会場】

長野市 長野市立博物館

【募集定員】 20名

【参加費】 無料

(ただし昼食代をご
持参ください)

【参加申込】 5月22日(水)まで

【問い合わせ先】

公民館 ☎39-2100



マートル・ルイズ・
ヒルズちゃん



村税・料金 納付のお知らせ

毎月の料金

- 保育料 ●介護保険料 ●住宅料 ●水道料
- 後期高齢者医療保険料 ●その他利用料等

課税月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
税目(期)													
住民税普通徴収			1			2	3			4			年4回
固定資産税		1		2				3			4		年4回
軽自動車税	1												年1回
国民健康保険税	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	毎月

5月の口座振替

5月27日(月)

納付書納期限

5月31日(金)

6月の口座振替

6月25日(火)

納付書納期限

7月1日(月)

★引き落とし日の前営業日までに口座をご確認ください。
★納付書納付は、最寄りの金融機関又は役場会計にてお願いします。

5月はこちら!!

6月はこちら!!

大鹿村中央構造線博物館たより

180号



2024年5月発行

TEL: (0265) 39-2205
staff69@mtl-muse.com

祝・安康露頭復活！

昨年6月の大雨によって土砂に埋まってしまった安康露頭ですが、土砂が少しずつ川に流されて、遂に露頭表面が顔を出してくれました！安康露頭は過去に2006年、2020年にも大雨のときに土砂で埋まって、その後しばらくしてから、再び土砂が川に流されて、顔を出しています。周辺の歩道も最低限の整備を行い、見学可能な状態になりました。足元に気を付けて見学願います。(宮崎)



写真1 顔を出した安康露頭(2024.4.11撮影)

エコパークスキルアップ講座

第8回 鳥倉山の植物観察

講師：蛭間啓さん(ひるま植生salon代表)

今回は、鳥倉山(標高2,024m)の登山道で植物観察をします。帰路、時間があれば、夕立神展望台、野ヶ池、南山の樹木ネームプレートを付けたエリア(標高1,125m)を順に見て、標高の違いによる植物の変化を見比べます。

日 時：5月26日(日) 午前9時30分～午後3時30分頃

集合場所：鳥が池キャンプ場

持ち物：昼食、飲み物、歩きやすい靴と服装、雨具

申込先：中央構造線博物館 ☎39-2205

申込締切：5月24日(金)

参加費：無料

主催：大鹿村中央構造線博物館

共催：大鹿村公民館





連載

空き家にしない考え方

第4回 自分の家を将来空き家にしないためにできること



定住環境プランナー
中村 周子

全国的に、空き家を放置できないような仕組みになりつつあります

第4回は空き家に関する法的なルールが変更になったお話をしたいと思います。全国でも空き家は年々増えており、ここ20年の間に利用されていない空き家の数は約2倍になっているそうです。全国的に問題になっているので、法的なルールも徐々に整備されてきています。

まず1つ目の変更点は「相続登記」のルールが変更になったことです。令和6年4月1日から、相続登記の申請が「義務」となりました。これは相続したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならないというものです。正当な理由なく違反した場合には過料もあります。相続は代を経るごとに人数が増え、また相続人の中に認知症の方がいたり、行方がわからない方がいたりすると複雑になり、登記に時間がかかります。どのように対処するか早めに対策を取った方が良い事柄です。

もう1つの変更点は「特定空き家について」です。これは2014年に始まった「空家等対策の推進に関する特別措置法」（通称空家法）という法律により、以下のような空き家が「特定空き家」に指定されることになりました。

- ① そのまま放置すると倒壊もしくは保安上の危険がある
- ② 著しく衛生上有害となる恐れがある
- ③ 適切に管理されていないため、著しく景観を損ねている

特定空き家に指定されると、土地にかかる固定資産税の優遇措置が適用されなくなるなどのデメリットがあります。また、全国的にあまり例はありませんが、行政で特定空き家を取壊す行政代執行や略式代執行という措置が行われることもあります。

次の世代になる前に、今、できること

今住んでいる家を将来空き家にしないためには、家に人が住まなくなったり、住んでいる人が亡くなったりしたとき、相続登記を期限内に行い、誰かがきちんと家や財産を管理することです。

まずは家族・親族で話し合いをしておくことが大事です。相続について、登記について、権利証や通帳・金庫の鍵や印鑑などを家族にわかるようにしておくこと、家財道具の処分方法や費用について、仏壇をどうするかなども話し合っておくと安心です。

その他、遺言書やエンディング・ノートを書いておくのも良さそうです。遺言書は手書きで自分で作成することができます。書き方に条件があるので、正しい書き方を調べるのが重要です。また、エンディング・ノートの書き方もインターネットを調べると出てきます。

相続や遺言書について、専門的な助言が欲しい場合は司法書士に相談します。